

淀川管内水害に強い地域づくり協議会 規約改正案



水防災意識社会
再構築ビジョン

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 規約

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域）」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため本協議会は、①自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、②みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、③地域で守る（まちづくり、地域整備）等の観点から関係者が連携のうえ危機管理施策を検討・実施し水害に対して備えることを目的とし、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を淀川河川事務所管内の淀川（本川）において目指す。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、首長会議を「別表1」の職にある者をもって構成する。
2 首長会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、首長会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を首長会議に求めることができる。
4 首長会議の円滑な運営を行うため、首長会議に行政ワーキンググループを設置する。また、行政ワーキンググループの円滑な運営を行うため、行政ワーキンググループにブロック別会議を設置する。
5 令和元年台風19号による鉄道の大規模被災に伴い、令和2年度から水害に強い地域づくり協議会としても鉄道会社との連携及び情報提供を含む鉄道WGを設置する。
6 各会議の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるため、対面形式だけでなく、web会議の開催も可能とする。

（行政ワーキンググループ）

第4条 行政ワーキンググループは、「別表2」の職にある者をもって構成する。
2 行政ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 行政ワーキンググループは、首長会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について首長会議へ報告する。
4 事務局は、第2項によるもののほか、行政ワーキンググループ構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を行政ワーキンググループに求めることができる。

（ブロック別会議）

第5条 ブロック別会議は、「別表3」の職にある者をもって構成する。
2 ブロック別会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 ブロック別会議は、行政ワーキンググループの運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について行政ワーキンググループへ報告する。

【改正案】

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 規約【改訂案】

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域）」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため本協議会は、①自分で守る（情報伝達、避難体制整備）、②みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）、③地域で守る（まちづくり、地域整備）等の観点から関係者が連携のうえ危機管理施策を検討・実施し水害に対して備えることを目的とし、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を淀川河川事務所管内の淀川（本川）において目指す。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、首長会議を「別表1」の職にある者をもって構成する。
2 首長会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、首長会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を首長会議に求めることができる。
4 首長会議の円滑な運営を行うため、首長会議に行政ワーキンググループを設置する。また、行政ワーキンググループの円滑な運営を行うため、行政ワーキンググループにブロック別会議を設置する。
5 災害発生時を見越し鉄道会社との連携及び情報共有を図るため、前項に規定するブロック別会議内に鉄道ワーキンググループを設置する。
6 各会議の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるため、対面形式だけでなく、web会議の開催も可能とする。

（行政ワーキンググループ）

第4条 行政ワーキンググループは、「別表2」の職にある者をもって構成する。
2 行政ワーキンググループの運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 行政ワーキンググループは、首長会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について首長会議へ報告する。
4 事務局は、第2項によるもののほか、行政ワーキンググループ構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を行政ワーキンググループに求めることができる。

（ブロック別会議）

第5条 ブロック別会議は、「別表3」の職にある者をもって構成する。
2 ブロック別会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 ブロック別会議は、行政ワーキンググループの運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について行政ワーキンググループへ報告する。

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

- 4 事務局は、第2項によるもののほか、ブロック別会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をブロック別会議に求めることができる。
- 5 鉄道WG「別表4」については、各自治体との情報交換を含め、ブロック別会議と一緒に開催することとする。

（協議会の実施事項）

- 第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水による水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、堤防の共同点検等の状況共有を図る。
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第7条 首長会議は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、首長会議に諮り、非公開とすることができる。
- 2 行政ワーキンググループ及びブロック別会議は、原則非公開とし、行政ワーキンググループ及びブロック別会議の検討結果を首長会議へ報告することにより公開と見なす。

（首長会議資料等の公表）

- 第8条 首長会議に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、首長会議の了解を得て非公表にすることができる。
- 2 首長会議の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第9条 首長会議、行政ワーキンググループ及びブロック別会議等の庶務を行うため、淀川河川事務所流域治水課に事務局を置く。

（雑則）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、首長会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、首長会議で定めるものとする。

（附則）

- 1 本規約は、平成28年8月31日から施行する。
- 2 本規約は、一部改定し平成29年8月21日から施行する。
- 3 本規約は、一部改定し令和3年7月13日から施行する。
- 4 本規約は、一部改定し令和4年7月11日から施行する。
- 5 本規約は、一部改定し令和5年6月14日から施行する。

【改正案】

- 4 事務局は、第2項によるもののほか、ブロック別会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をブロック別会議に求めることができる。
- 5 第3条第5項に規定する鉄道ワーキンググループについては、本条に規定するブロック別会議に含むものとする。

（協議会の実施事項）

- 第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水による水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。また、堤防の共同点検等の状況共有を図る。
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第7条 首長会議は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、首長会議に諮り、非公開とすることができる。
- 2 行政ワーキンググループ及びブロック別会議は、原則非公開とし、行政ワーキンググループ及びブロック別会議の検討結果を首長会議へ報告することにより公開と見なす。

（首長会議資料等の公表）

- 第8条 首長会議に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、首長会議の了解を得て非公表にすることができる。
- 2 首長会議の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第9条 首長会議、行政ワーキンググループ及びブロック別会議等の庶務を行うため、淀川河川事務所流域治水課に事務局を置く。

（雑則）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、首長会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、首長会議で定めるものとする。

（附則）

- 1 本規約は、平成28年8月31日から施行する。
- 2 本規約は、一部改定し平成29年8月21日から施行する。
- 3 本規約は、一部改定し令和3年7月13日から施行する。
- 4 本規約は、一部改定し令和4年7月11日から施行する。
- 5 本規約は、一部改定し令和5年6月14日から施行する。
6. 本規約は、一部改訂し令和6年6月7日から施行する。

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

別表 1

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 首長会議

首長会議構成員
大阪市長
吹田市長
高槻市長
守口市長
枚方市長
茨木市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
摂津市長
東大阪市長
島本町長
淀川左岸水防事務組合 事務局長
淀川右岸水防事務組合 事務局長
大阪府 政策企画部 危機管理室長
大阪府 都市整備部 事業調整室長
大阪府 都市整備部 河川室長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社長
気象庁 大阪管区気象台長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長

【改正案】

別表 1

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 首長会議

首長会議構成員
大阪市長
吹田市長
高槻市長
守口市長
枚方市長
茨木市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
摂津市長
東大阪市長
島本町長
淀川左岸水防事務組合 事務局長
淀川右岸水防事務組合 事務局長
大阪府 政策企画部 危機管理室長
大阪府 都市整備部 事業調整室長
大阪府 都市整備部 河川室長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社長
気象庁 大阪管区気象台長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

別表 2

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 行政ワーキンググループ

行政ワーキンググループ構成員
大阪市 危機管理室 防災計画担当部長
吹田市 総務部 危機管理室長
高槻市 危機管理監兼危機管理室長
守口市 危機管理室長
枚方市 危機管理部危機管理対策推進課長
茨木市 総務部 危機管理課長
寝屋川市 危機管理部防災課長
大東市 危機管理室長
門真市 総務部 危機管理課長
摂津市 総務部 防災危機管理課長
東大阪市 危機管理室長
島本町 総務部 危機管理室長
淀川左岸水防事務組合 総務課長
淀川右岸水防事務組合 総務課長
大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課長
大阪府 都市整備部 事業調整室 都市防災課長
大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁 大阪管区气象台 気象防災情報調整官
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長

【改正案】

別表 2

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 行政ワーキンググループ

行政ワーキンググループ構成員
大阪市 危機管理室 防災計画担当部長
吹田市 総務部 危機管理室長
高槻市 危機管理監兼危機管理室長
守口市 危機管理室長
枚方市 危機管理部危機管理対策推進課長
茨木市 総務部 危機管理課長
寝屋川市 危機管理部防災課長
大東市 危機管理室課長
門真市 総務部 危機管理課長
摂津市 総務部 防災危機管理課長
東大阪市 危機管理室長
島本町 総務部 危機管理室長
淀川左岸水防事務組合 総務課長
淀川右岸水防事務組合 総務課長
大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課長
大阪府 都市整備部 事業調整室 都市防災課長
大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課長
気象庁 大阪管区气象台 気象防災情報調整官
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 副所長
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

別表 3

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） ブロック別会議

ブロック別会議構成員
大阪市 危機管理室
吹田市 総務部 危機管理室
高槻市 危機管理室
守口市 危機管理室
枚方市 危機管理部危機管理対策推進課
茨木市 総務部 危機管理課
寝屋川市 危機管理部防災課
大東市 危機管理室
門真市 総務部 危機管理課
摂津市 総務部 防災危機管理課
東大阪市 危機管理室
島本町 総務部 危機管理室
大阪府 政策企画部 危機管理室
大阪府 都市整備部 事業調整室
大阪府 都市整備部 河川室
大阪府 茨木土木事務所 地域支援・企画課
大阪府 枚方土木事務所 地域支援・企画課
大阪府 八尾土木事務所 地域支援・企画課
大阪府 寝屋川水系改修工営所 工務課
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課

【改正案】

別表 3

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） ブロック別会議

ブロック別会議構成員	
【淀川中流ブロック】	【鉄道ワーキンググループ】
吹田市 総務部 危機管理室	西日本旅客鉄道株式会社
高槻市 危機管理室	大阪市高速電気軌道株式会社
枚方市 危機管理部 危機管理対策推進課	近畿日本鉄道株式会社
茨木市 総務部 危機管理課	阪急電鉄株式会社
摂津市 総務部 防災危機管理課	京阪電気鉄道株式会社
島本町 総務部 危機管理室	阪神電気鉄道株式会社
大阪府 政策企画部 危機管理室	北大阪急行電鉄株式会社
大阪府 都市整備部 事業調整室	大阪モノレール株式会社
大阪府 都市整備部 河川室	中之島高速鉄道株式会社
大阪府 茨木土木事務所 地域支援・企画課	大阪市 危機管理室
大阪府 枚方土木事務所 地域支援・企画課	吹田市 総務部 危機管理室
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課	高槻市 危機管理室
気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課	守口市 危機管理室
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課	枚方市 危機管理部 危機管理対策推進課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課	茨木市 総務部 危機管理課
	寝屋川市 危機管理部 防災課
	大東市 危機管理室
	門真市 総務部 危機管理課
	摂津市 総務部 防災危機管理課
	東大阪市 危機管理室
	島本町 総務部 危機管理室
	大阪府 政策企画部 危機管理室
	大阪府 都市整備部 事業調整室
	大阪府 都市整備部 河川室
	大阪府 茨木土木事務所 地域支援・企画課
	大阪府 枚方土木事務所 地域支援・企画課
	大阪府 八尾土木事務所 地域支援・企画課
	大阪府 寝屋川水系改修工営所 工務課
	(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
	気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課
	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課

淀川管内水害に強い地域づくり協議会規約改正案

【改正前】

別表 4

淀川管内水害に強い地域づくり協議会（大阪府域） 鉄道ワーキンググループ

ブロック別会議（鉄道 WG）構成員
西日本旅客鉄道株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪神電気鉄道株式会社
北大阪急行電鉄株式会社
大阪モノレール株式会社
中之島高速鉄道株式会社
大阪市 危機管理室
吹田市 総務部 危機管理室
高槻市 危機管理室
守口市 危機管理室
枚方市 危機管理部危機管理対策推進課
茨木市 総務部 危機管理課
寝屋川市 危機管理部防災課
大東市 危機管理室
門真市 総務部 危機管理課
摂津市 総務部 防災危機管理課
東大阪市 危機管理室
島本町 総務部 危機管理室
大阪府 政策企画部危機管理室
大阪府 都市整備部事業調整室
大阪府 都市整備部河川室
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 施設管理課
気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 防災情報課
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課

【改正案】

削除